

## 分析試験証明書掲載規約

公益財団法人日本油脂検査協会（以下、「当協会」という）が発行する「分析試験証明書」（以下、「証明書」という）の交付を受けた者（証明書に記載された交付先をいい、以下、「受領者」という）は、証明書の内容を他に掲載するときは、掲載内容が確定する前に、当協会の承認を受けるとともに、関係法令等を遵守し、以下の規定に同意の上、利用又は使用するものとする。

1. 当協会の分析試験結果等を他に掲載するに当たっては、関係法令等に従い表示すること。また、掲載内容及び記載される表現において、官公庁、消費者、その他団体等、第三者の誤解又は誤認などを招かないようにすること。
2. 証明書に記載された数値に基づいて換算値を表示する場合は、換算結果について責任を持って表示し、さらに換算値であることを「自社換算値」、「当社換算値」等により明示すること。
3. 証明書から自己に都合の良い数値又は項目だけを選択して利用しないこと。
4. 当協会の名称を付して掲載する場合は、次のいずれかの表現を用いること。
  - ・「試験依頼先 公益財団法人日本油脂検査協会（平成〇年〇月発行）」
  - ・「試験機関 公益財団法人日本油脂検査協会（平成〇年〇月発行）」
  - ・「公益財団法人日本油脂検査協会試験（平成〇年〇月発行）」
  - ・「公益財団法人日本油脂検査協会（平成〇年〇月発行）」なお、「試験」を「分析」又は「検査」に置き換えることはできる。
5. 証明書に記載された数値を表示し、当協会の名称を記載する場合は、活字の表示方法、活字の大きさ等において、強調する表現を用いないこと。また、当協会の名称を直接的に表示しないが文脈等で試験した機関が当協会であることが容易に連想又は類推できる表現を用いる場合も同様である。
6. 証明書そのものの画像を掲載してはならない。
7. 消費者等が、証明書に記載された製品又は物品に関し、その安全性又は優位性を当協会が保証していると誤解させる又は誤認させる可能性のあるような表現を用いてはならない。
8. 受領者が第三者に証明書又は証明書数値を開示し、供与し又は提供し、かつ受領者が監修し、管理し又は関与していることを消費者等が容易に理解又は承知できないような、当該第三者の使用又は利用に当たっては、当協会の名称を記載してはならない。
9. 当協会は、受領者が掲載した内容について読者、消費者等からの直接の問い合わせには原則対応しないものとする。また、当該掲載内容に関し、依頼者と第三者等との間において問題が発生した場合においても当協会は一切の責任を負わず、関与しないものとする。

以上